

## 若手研究者助成選考に関する申し合わせ

2024年4月4日 理事会承認

### 1. 若手研究者が国外で開催される学術集会へ出席するための助成

- (1) 派遣先：国外で開催される学術集会
- (2) 派遣人員：当該年度事業計画枠内
- (3) 支給費用：学会参加費・旅費交通費（1件50万円上限）

ただし、助成対象は以下の内容とする。

①学会参加費：全額を対象とする。

②旅費交通費

1) 移動費関連：自宅から用務地までの経路は最も経済的な経路及び方法による。また、航空利用についてはエコノミー料金、鉄道利用は区間料金と普通指定料金を対象とする。

2) 宿泊費関連：地方別区分により、以下の上限金額（1泊）とする。なお、具体的な地方名は「若手研究者助成選考に関する申し合わせ 別紙1」に定める。

区分	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1夜につき	20,500	17,100	13,800	12,300

### (4) 申請条件：

①若手研究者（45歳未満）の正会員

（原則として会員歴2年以上で今後もできる限り継続する者）

②国外で開催される学術集会で本人が口頭演題で看護学に関する研究発表を行う者（招待講演などの依頼講演、座長などは対象外とし、既に発表演題が採択されていることを条件とする）

③他学会も含めて論文発表や学術大会への発表実績のある者（筆頭者）

④本学会の他の助成金を申請中、採択中（注1）ではない者

⑤本助成金（若手研究者が国外で開催される学術集会へ出席するための助成）への採用実績のない者

⑥日本国内在住の者

(5) 申請方法：原則として申請の都度選考を行い、本学会のホームページにて公募する。

(6) 報告義務：参加した学術集会の直後に開催される日本看護科学学会学術集会（演題登録が間に合わない場合は次の学術集会）にて、研究発表内容の概要および学術集会参加で得られた成果について、英語により口演で発表する。その際の日本看護科学学会学術集会参加にかかる費用に本助成金を充ててはならない。また、発表の際には、下記文言を Acknowledgement に入れること。「This project was supported by the grant-in-aid for Fostering Young Researchers from Japan Academy of Nursing Science」

(7) 申請手続：別に定める様式により事務局に提出する。

注1：「採択中」とは当該年度および報告義務にある本学会学術集会での発表が終了するまでを含める。

## 2. 若手研究者が海外留学するための助成

- (1) 派遣先：申請者の研究テーマに関連した研究の発展につながりうる海外の受け入れ先機関（大学、研究所など）。ただし、申請者自身で受け入れ先からの許可、または許可見込みを得ていること。
- (2) 派遣人員：当該年度事業計画枠内
- (3) 支給費用：                    留学期間 1～6 ヶ月未満・・・・・・・・・・ 上限 100 万円  
   留学期間 6 ヶ月以上・・・・・・・・・・ 上限 200 万円
- (4) 申請条件：
  - ①若手研究者（45 歳未満）の正会員  
（原則として会員歴 2 年以上で今後もできる限り継続する者）
  - ②学会誌掲載論文や学術大会への発表などの研究実績のある者
  - ③本学会の他の助成金を申請中、採択中（注 2）ではない者
  - ④本助成金（若手研究者が海外留学するための助成）への採用実績のない者
  - ⑤受け入れ先機関からの許可関連書類等がある者
  - ⑥所属機関の長から海外留学に関して承認されている者
- (5) 申請方法：原則として申請の都度、選考を行い、本学会のホームページにて公募する。
- (6) 報告義務：和文誌に掲載するための海外留学報告を海外留学終了後 3 か月以内に提出する。  
和文誌への投稿はカテゴリの「その他」で行う。  
タイトル（計画名）、海外留学の目的と計画、実施内容、成果と今後の抱負 等を記載する。  
なお、原則として海外留学終了後 3 年以内に研究成果である原著論文を 1 編以上、本学会英文誌に投稿する。その際には、下記文言を Acknowledgement に入れること。「This project was supported by the grant-in-aid for grant-in-aid for Fostering Young Researchers from Japan Academy of Nursing Science」
- (7) 申請手続：別に定める様式により事務局に提出する。
- (8) ビザ等について
  - ① 受け入れ先の国に滞在するためのビザ申請等の諸手続きについては、本学会は一切関わらない。  
また、ビザ申請等によって発生する問題（渡航が困難になる等）についても本学会では対応できないため、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配を進めること。
  - ② 受け入れ先機関と本学会とは、調整等一切行わない。
  - ③ 本学会では、留学期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負わない。
  - ④ 海外旅行保険等には各自で加入すること。

注 2：「採択中」とは当該年度および報告義務にある本学会英文誌の投稿までを含める。

### 附 則

この申し合わせは、2021 年 3 月 31 日から適用する。

この申し合わせは、2023 年 10 月 26 日から適用する。

この申し合わせは、2024 年 4 月 4 日から適用する。

若手研究者助成選考に関する申し合わせ 別紙1

指 定 都 市	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン
甲 地 方	<p>(アジア州)</p> <p>アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、トルコ共和国、パレスチナ、バーレーン王国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国</p> <p>(ヨーロッパ州)</p> <p>アイスランド共和国、アイルランド、アンドラ公国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(英国)、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、アンドラ公国、ジブラルタル、スバルバル諸島・ヤンマイエン島&lt;ノルウェー&gt;、チャネル諸島&lt;イギリス&gt;、フェロー諸島&lt;デンマーク&gt;、マン島&lt;イギリス&gt;</p> <p>(北アメリカ州)</p> <p>アメリカ合衆国(米国)、カナダ、グアム&lt;アメリカ&gt;、グリーンランド&lt;デンマーク&gt;、サンピエール島・ミクロン島&lt;フランス&gt;、バミューダ諸島&lt;イギリス&gt;</p>
乙 地 方	<p>(アジア州)</p> <p>インドネシア共和国、カンボジア王国、カシミール、タイ王国、大韓民国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、ラオス人民民主共和国、東ティモール民主共和国、香港(香港特別行政区)</p> <p>(大洋州)</p> <p>オーストラリア連邦、キリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、ニュージーランド、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ウェーク島&lt;アメリカ&gt;、北マリアナ諸島&lt;アメリカ&gt;、クック諸島&lt;ニュージーランド&gt;、クリスマス島&lt;オーストラリア&gt;、ココス諸島&lt;オーストラリア&gt;、ジョンストン島&lt;アメリカ&gt;、トケラウ諸島&lt;ニュージーランド&gt;、ニウエ&lt;ニュージーランド&gt;、ニューカレドニア&lt;フランス&gt;、ノーフォーク島&lt;オーストラリア&gt;、ピトケアン島&lt;イギリス&gt;、フランス領ポリネシア&lt;フランス&gt;、米領サモア&lt;アメリカ&gt;、ミッドウェー諸島&lt;アメリカ&gt;、ワリス・フテュナ諸島&lt;フランス&gt;</p> <p>(ヨーロッパ州)</p> <p>アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア・モンテネグロ、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、</p>

	<p>ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、アゼルバイジャン共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ベラルーシ共和国、モルトバ共和国、ロシア連邦</p>
<p>丙 地 方</p>	<p>(アジア州)</p> <p>インド、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）、スリランカ民主社会主義共和国、台湾、中華人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、マカオ（マカオ特別行政区）、モルディブ共和国、モンゴル国</p> <p>(アフリカ州)</p> <p>アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、セイシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、英領インド洋地域&lt;イギリス&gt;、セントヘレナ島&lt;イギリス&gt;、西サハラ、マイヨット島、レユニオン&lt;フランス&gt;</p> <p>(北アメリカ州)</p> <p>アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、クレナダ、コスタリカ共和国、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、ホンジュラス共和国、メキシコ合衆国、アルバ&lt;オランダ&gt;、アンギラ&lt;イギリス&gt;、英領バージン諸島&lt;イギリス&gt;、オランダ領アンティル&lt;オランダ&gt;、ケイマン諸島&lt;イギリス&gt;、グアドループ島&lt;フランス&gt;、タークス諸島・カイコス諸島&lt;イギリス&gt;、プエルトリコ&lt;アメリカ&gt;、米領バージン諸島&lt;アメリカ&gt;、マルチニーク島&lt;フランス&gt;、モンセラット&lt;イギリス&gt;</p> <p>(南アメリカ州)</p> <p>アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ボリビア共和国、</p> <p>フォークランド（マルビナス）諸島、フランス領ギアナ&lt;フランス&gt;</p> <p>(南極)</p> <p>南極大陸及び周辺の島しょ</p>